大阪府条例第　　　号

大阪府議会委員会条例及び大阪府議会議会運営委員会条例の一部を

改正する条例

（大阪府議会委員会条例の一部改正）

第一条　大阪府議会委員会条例（昭和三十一年大阪府条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （常任委員会の名称及び所管）第二条　（略）　一　（略）㈠　（略）㈡　政策企画部に関する事項（危機管理及び安全なまちづくりに関する事項を除く。）　　㈢・㈣　（略）　　　　㈤・㈥　（略）　二　警察危機管理常任委員会　　㈠　政策企画部のうち危機管理及び安全なまちづくりに関する事項　　㈡　公安委員会に関する事項　三　（略）㈠　万博推進局に関する事項　　㈡　スマートシティ戦略部に関する事項㈢・㈣　（略）　四・五　（略）　六　環境産業労働常任委員会㈠　商工労働部に関する事項　　㈡　環境農林水産部に関する事項　七　（略）２　（略）（委員の選任）第六条　常任委員及び特別委員（以下「委員」という。）は議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。２　（略）３　議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。４　（略）５　第一項ただし書の規定により委員を指名したとき及び第三項ただし書の規定により委員の所属を変更したときは、議長は、その旨を次の会議に報告しなければならない。（委員長及び副委員長）第七条　（略）２　委員長及び副委員長は、議長が会議に諮って、それぞれその委員の中から選出する。ただし、閉会中においては、議長が選出することができる。３　前項ただし書の規定により委員長及び副委員長を選出したときは、議長は、その旨を次の会議に報告しなければならない。４　（略）（招集）第十二条　（略）２　委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。（委員長及び委員の除斥）第十五条　委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。 | （常任委員会の名称及び所管）第二条　（略）　一　（略）㈠　（略）㈡　政策企画部に関する事項㈢　万博推進局に関する事項　　㈣・㈤　（略）　　㈥　スマートシティ戦略部に関する事項　　㈦・㈧　（略）　二　（略）　　㈠・㈡　（略）　三・四　（略）　五　商工労働常任委員会㈠　商工労働部に関する事項　六　環境農林水産常任委員会㈠　環境農林水産部に関する事項　七　（略）　八　警察常任委員会　　㈠　公安委員会に関する事項２　（略）（委員の選任）第六条　常任委員及び特別委員（以下「委員」という。）は議長が議会運営委員会に諮つて指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。２　（略）３　議長は、常任委員の申出があるときは、議会運営委員会に諮つて当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。４　（略）５　第一項の規定により委員を指名したとき及び第三項の規定により委員の所属を変更したときは、議長は、その旨を次の会議に報告しなければならない。（委員長及び副委員長）第七条　（略）２　委員長及び副委員長は、議長が議会運営委員会に諮つて、それぞれその委員の中から選出する。３　前項の規定により委員長及び副委員長を選出したときは、議長は、その旨を次の会議に報告しなければならない。４　（略）（招集）第十二条　（略）２　委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があつたときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。（委員長及び委員の除斥）第十五条　委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。 |
|  |  |

（大阪府議会議会運営委員会条例の一部改正）

第二条　大阪府議会議会運営委員会条例（平成三年大阪府条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （委員の選任）第四条　委員は、議長が会議に諮って、議長及び副議長のほか、各会派から推薦のあった者を指名する。ただし、閉会中においては、議長が各会派から推薦のあった者を指名することができる。２　（略）３　第一項ただし書の規定により委員を指名したときは、議長は、その旨を次の会議に報告しなければならない。（改選時の特例）第十七条　一般選挙後運営委員会が設置されるまでの間、議会事務局長は、議会の運営等に関する事項を協議するため、各会派から推薦のあった議員で構成する議会運営協議会を開くことができる。 | （委員の選任）第四条　委員は、議長が運営委員会に諮って、議長及び副議長のほか、各会派から推薦のあった者を指名する。ただし、閉会中においては、議長が各会派から推薦のあった者を指名することができる。２　前項の規定にかかわらず、一般選挙後初めて選任される委員は、議長が会議に諮って、議長及び副議長のほか、各会派から指名のあった者を指名する。３　（略）４　第一項の規定により委員を指名したときは、議長は、その旨を次の会議に報告しなければならない。（改選時の特例）第十七条　一般選挙後運営委員会が設置されるまでの間、事務局長は、議会の運営等に関する事項を協議するため、各会派から推薦のあった議員で構成する議会運営協議会を開くことができる。 |
|  |  |

附　則

　この条例は、令和五年四月三十日から施行する。